

守谷市クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的とし、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとなりました。市では、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症による健康被害の防止に取り組んでいます。さらなる熱中症予防に資することを目的とし、クーリングシェルターの施設数を増加するため、御協力いただける民間施設を募集します。

※気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、

国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒情報発表時に不特定多数の者へ開放される施設

(指定施設の実施事項)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所への市指定のクーリングシェルターである旨を表示したのぼり旗等マークの掲示
 - (2) 休息用の椅子等の準備（既設のもので可）
 - (3) 冷房設備の適切な管理

(指定要件)

- 3 クーリングシェルターとして指定する施設は、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1) 施設情報を市のホームページに掲載できること
 - (2) 指定のクーリングシェルターのマークを掲示できること
 - (3) 適当な冷房設備を有すること
 - (4) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができること
 - (5) メールもりやで通知する熱中症警戒情報を受信できること

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※熱中症警戒情報運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険

性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒情報が発表される期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）

（募集期間）

- 5 随時受付します。ただし、施設運用期間終了後に受付した応募については、次年度の施設運用期間の際の指定となる場合があります。

（応募方法）

- 6 別紙応募用紙に必要事項を記載し、いばらき電子申請システムからの申請、持参、郵送、ファクスのいずれかの方法によって提出してください。健幸福祉部保健予防課にて内容を確認後、協定書を締結します。